

- 緊急通報システムを利用するにあたり、私の緊急通報に基づく救助活動等による協力者、消防署員、関係委託業者の立入りを認め、ドア等の破損について、損害賠償を求めないことを承諾します。
- 利用申込書に記載した事項について、関係委託事業者へ情報提供することに異議を申し立てません。
- 緊急通報機器を破損又は紛失した場合、実費相当額を賠償することを承諾します。**
- 費用の負担が発生する場合には支払いを怠りません。※支払いを怠った場合には、システム利用の取消しが行われます。
- 開錠できない場合、救助活動の際にドア等を破損されても異議を申し立てません。
- 緊急通報システムが不要となった際には、区保健福祉センターに緊急通報機器を返却します。
- 緊急通報機器については、居室内のみで利用し、利用対象者以外利用しません。**(ただし、オプション機能の利用はこの誓約事項に含まない。)
- (固定型機器利用者のうちNTTアナログ回線以外の回線利用者のみ)
「電話回線に関する留意事項」に記載された内容を理解し承諾します。また、今後NTTアナログ回線以外の電話回線を利用した場合に発生した不具合に起因するいかなる苦情または損害賠償について、貴市及び委託事業者に対し、一切申し立てません。
- (携帯型機器利用者のみ)
通信障害時や電波の届かないところでは緊急通報に支障があることを理解し利用します。
- 屋外で緊急通報は利用しません。万が一利用しても援助活動等が行われないことに異議を申し立てません。**

誓約日 年 月 日

氏 名

【電話回線に関する留意事項】
(固定型機器利用者のみ)

●問題なくご利用いただける回線

- ☐
- NTTアナログ回線

●条件付きでご利用いただける回線

下記の回線については、定期的に緊急ボタンを押して動作確認をする必要があります。

☐ NTT ISDN回線

(サービス名:INSネット64、INSネット64・ライト、INSネット1500)

注意・留意事項	☐	停電時は通報できません。
	☐	アナログポートを備えたターミナルアダプタが必要となります。

☐ ADSL【タイプ1／電話共用タイプ】同じ電話回線でインターネット接続とアナログ電話を同時に使用するタイプ。
電話番号は「06」「050」の2つを持っていることが多い。

(サービス名:NTTフレッツ・ADSL(タイプ1)、各プロバイダーADSL(タイプ1))

注意・留意事項	☐	スプリッター設置工事が必要となり、自己負担金(6,300円)が必要となる場合があります。
	☐	ごく稀にインターネットの速度が遅くなったり、電話に雑音が入ったり、緊急通報が届かない場合があります。
	☐	電話番号の「06」は利用可能、「050」のみの場合は利用できません

☐ 光(電話)回線

光ファイバーを利用したIP電話タイプで電話加入権が不要。電話番号は「06」で始まる。

(サービス名:NTTひかり電話、KDDIauひかり電話、ケイ・オプティコムeo光電話、各プロバイダー光電話等)

注意・留意事項	☐	停電時は通報できません。
	☐	ごく稀に緊急通報が届かない場合があります。
	☐	深夜に電話会社で工事を実施することがあり、緊急通報が届かない場合があります。
	☐	落雷などで瞬時停電した場合、ルーターをリセットしないと緊急通報できない場合があります。

☐ CATV(ケーブルテレビ)回線

CATV網の同軸ケーブルを利用したIP電話タイプで電話加入権が不要。電話番号は「06」で始まる。

(サービス名:ジュビターテレコム(ジェイコム)J:COM PHONE、バイ・コミュニケーションズ、KDDIケーブルプラス)

注意・留意事項	☐	停電時は通報できません。
	☐	ごく稀に緊急通報が入らない場合があります。
	☐	深夜に電話会社で工事を実施することがあり、緊急通報が届かない場合があります。
	☐	落雷などで瞬時停電した場合、ルーターをリセットしないと緊急通報できない場合があります。

☐ ソフトバンク おとくライン

ソフトバンクの通信設備を使った固定電話サービス(直収電話)

注意・留意事項	☐	一部地域でごく稀に緊急通報が入らない場合があります。
---------	--------------------------	----------------------------

●ご利用いただけない電話回線および電話システム

- ☐
- KDDI ホームプラス電話
-
- ☐
- ソフトバンク エア
-
- ☐
- ホームテレホン(※)
-
- ☐
- IPフォン(050から始まる番号)

- ☐
- ソフトバンク おうちの電話
-
- ☐
- Y-mobile
-
- ☐
- ビジネスホン(※)

(※)1つの有線回線を2つ以上の電話機で共有するもの

オプション申込 ☐ 有 ☐ 無

本人確認書類

☐ マイナンバーカード ☐ 各種健康保険資格確認書 ☐ 運転免許証
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 公的年金証書または年金手帳 ☐ その他()

ペンダント型無線発信機・携帯型機器 複数貸与理由書

利用者氏名					
世帯状況		氏名	続柄	生年月日	要介護度・障がい等級
	1		本人	明・大・昭・平・令 ・ ・	
	2			明・大・昭・平・令 ・ ・	
	3			明・大・昭・平・令 ・ ・	
	4			明・大・昭・平・令 ・ ・	
複数貸与が必要な理由	（世帯全員について身体状況等を詳しく記入し、各々についてペンダント型無線発信機又は携帯型機器が必要な理由を具体的に記入してください。）				

上記について相違ありません。

なお、上記内容に事実と反することが判明した場合は、ペンダント型無線発信機又は携帯型機器の返却を求められても異議を唱えません。

令和 年 月 日

大阪市長 様

申込者氏名

緊急通報システム利用にかかる申立書

利用者の氏名			
同居者の状況	1	氏 名	
		勤務（通学）先 または職業	
	2	氏 名	
		勤務（通学）先 または職業	
	3	氏 名	
		勤務（通学）先 または職業	
利用者が一人となる 時間帯		ほ ぼ 毎 日 1 週間に () 日 } 時ごろ～ 時ごろ	
利用者が一人となる 時間帯が発生する理由		(具体的に記入してください)	

※就労証明書又は就学証明書を添付のこと。

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

なお、上記内容に事実と反することが判明した場合は、緊急通報システムの利用を取り消されても異議を唱えません。

令和 年 月 日

大阪市長 様

申込者氏名

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
「大阪市緊急通報システム事業」受託業者	
会 社 名	
氏 名	
生 年 月 日	
上記の者は大阪市が業務を委託した業者であることを証明する。	
令和 年 月 日発行	印
大阪市長	
有効期間 (令和 年 月 日～令和 年 月 日)	

注 意	
1 本証は、大阪市緊急通報システム事業【緊急時駆けつけ対応業務】を行う場合には必ず携行し、関係者の請求があった時はいつでも呈示しなければならない。	
2 本証は、他人に貸与または譲渡することはできない。	
3 本証を紛失した時は、ただちに発行者に届けなければならない。	
4 本業務の受託期間が終了した場合は、ただちに発行者に返還しなければならない。	
5 本証に大阪市長印のないものは無効とする。	

(裏)

大阪市緊急通報システム事業（緊急時駆けつけ対応業務）身分証明書管理台帳

[illegible]